

令和4年度山形県介護分野技能実習生等受入事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、介護分野における技能実習等の在留資格を有し、日本語及び介護技術を習得する必要がある外国人（以下「外国人介護職員」という。）を受け入れる（予定を含む。）介護施設等（以下「受入施設等」という。）において、外国人介護職員とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護職員の学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、外国人介護職員の円滑な就労・定着を図ることを目的に実施する。

(実施主体)

第2条 本県内における受入施設等を有する法人とする。

(外国人介護職員の在留資格等)

第3条 本事業は、技能実習、特定技能、留学、日本人の配偶者その他の在留資格を有し、在留期間等が次の各号のいずれかに該当する外国人介護職員を対象に実施する。

- (1) 令和4年4月1日において、日本における在留期間が通算で4年を超えない者
- (2) 令和4年4月2日以降、新たに日本に入国した者
- (3) 令和5年3月31日までに日本に入国することが見込まれる者

2 前項第3号の者を対象とする場合は、受入施設等は、雇用が予定されているのが確実であることを証明する書面を県に提出する。

(補助対象事業及び経費)

第4条 受入施設等が実施する次の各号の事業に掲げる経費を対象に補助する。

(1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する事業

- ア 雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費
- イ 介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等に必要な経費
- ウ 介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費
- エ 多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費
- オ 外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費
- カ 外国人介護職員受入れ施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費
- キ コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費
（例：介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習等）
- ク その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要な経費

(2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な事業

- ア 外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習

への参加、日本語講師による教育に必要な経費

イ その他外国人介護職員が介護福祉士の資格取得をするために必要な経費

(3) 外国人介護職員の生活支援に必要な事業

ア 孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費

イ 地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な経費

ウ その他外国人介護職員の生活支援に必要な経費

2 前項については、令和4年度山形県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業による補助を受けている事業は対象としない。

ただし、当該事業による補助内容が、前項の内容と重複しない場合はその限りでない。

(補助基準額、補助率)

第5条 前条の事業に係る補助基準額及び補助率は以下のとおりとする。

| 補助基準額 | 補助率 |
|--------------------------|------|
| 300,000円 (1施設・事業所あたり) | 3分の2 |

(その他)

第6条 本事業に関して、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。